

令和3年第1回

高森町議会 3月定例会会議録

令和3年3月12日開会

令和3年3月19日閉会

高 森 町 議 会

3月12日(金)
(第1日)

令和3年第1回高森町議会定例会（第1号）

令和3年3月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
7番 立山 広滋 君
8番 本田 生一 君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期（8日間）

自 令和3年3月12日

至 令和3年3月19日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月12日（金）	本会議	議案審議
3月13日（土）	休 会	
3月14日（日）	”	
3月15日（月）	”	
3月16日（火）	本会議	一般質問
3月17日（水）	休 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
3月18日（木）	”	議会運営委員会 各特別委員会
3月19日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 8号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 9号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

日程第 6 議案第10号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第11号 芹口辺地に係る公共的施設の整備計画について

日程第 8 議案第12号 町道の路線の廃止について

日程第 9 議案第13号 町道の路線の廃止について

日程第10 議案第14号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第15号 高森町手数料条例の全部改正について

- 日程第 1 2 議案第 1 6 号 高森町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 1 7 号 高森町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 8 号 高森町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 9 号 令和 2 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 6 議案第 2 0 号 令和 2 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 7 議案第 2 1 号 令和 2 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 令和 2 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 令和 2 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 令和 2 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 令和 2 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 令和 3 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 令和 3 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 3 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 令和 3 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 令和 3 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 令和 3 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 令和 3 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 2 9 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|------|---------|-----|----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三治 君 | 6 番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7 番 | 立山 広滋 君 | 8 番 | 本田 生一 君 |
| 10 番 | 佐伯 金也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 9 番 田上 更生 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	草村 大成 君	副町長	服部 信一郎 君
教育長	佐藤 増夫 君	総務課長	東 幸祐 君
生活環境課長	後藤 健一 君	税務課長兼会計課長	田上 浩尚 君
健康推進課長	岩下 雅広 君	住民福祉課長	岩下 徹 君
建設課長	荒牧 久 君	農林政策課長	後藤 一寛 君
政策推進課兼TPC事務局長	今吉 輝子 さん	教育委員会事務局長	馬原 恵介 君
財政係長	木村 允哉 君	総務係長	芹口 孝直 君
建設課長補佐	大坪 潤司 君	教育委員会審議員	古庄 泰則 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	村嶋 立章 君	議会事務局主査	衛藤 千佳 さん
--------	---------	---------	----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和3年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ本定例会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

喫緊の課題でございます全国のコロナ感染症、それに基づく対策につきましては、緊急事態宣言の発令により、全国の新規感染者数というところは減少の方向に向いてはおりますが、依然重症者数や亡くなられた方など引き続き高い水準にあるというふうに判断をいたしております。また、変異ウイルスに関しても、マスク等々でこれは課題として毎日放送があつてゐるわけでございますが、これに関しても余談を許さないというところではないかというふうに考えております。

そういう中で、4月の中旬もしくは4月の終わりぐらいからワクチンの接種が始まります。高森町としましても、ワクチン接種をできるだけ早く町民の皆様に広く提供できるよう、関係機関と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、後藤議長に御出席をいただきました、3月7日に新阿蘇大橋が開通をいたしました。まずは、国土交通省、工事関係者の皆様、そして地元の中でも地権者の皆様に大変お世話になったと、ありがたいという言葉以外は本当に何も出ないのではないかなと思います。

個人的には、あの場所を決める検討委員会のメンバーに、私と当時の村長でありました長野敏也前南阿蘇村長さんと一緒に、最終的に検討委員会があの場所を選定いたしました。いろんな思いがございましたが、やはり若い命を落とされました被災者の方に、二度とそういう地震が起きて橋が壊れないように、100パーセントではないができるだけ100に近い形の新しい工法を取り入れて、国がやっていたのではないかなというふうに考えております。

これは、熊本地震の南阿蘇地域でのこの復旧という大きなところのアクセスというところに関しては、ほぼ終了をいたしました。今後、観光地、阿蘇、南阿蘇地域にとって大きな弾みになるのではないかと考えております。

そして、1つだけ残っておるのが、第三セクター南阿蘇鉄道の創造的復旧の実現であります。高森町議会議員さん全員の協力、御理解を得ながら、この全線復旧に合わせて熊本市都市圏までの乗り入れ整備に向けて、現在JR九州と協議を行っているところでございます。議員の皆様、町民の皆様に、ぜひ変わらぬ後押しをお願い申し上げたいというふうに思います。

また、私個人といたしましては、これは議員さんも同じでございますが、任期の後半をいよいよこの4月から皆さんと一緒に私も迎えるわけでございます。なお、一層加速をするところ、それとしっかりそこで落ち着きながらやっていくことの事業実施を図っていくつもりでございます。

1年間でイベント等がほぼ中止になりました。そして、日頃ある企画や会議などもリモート会議に変わりました。産業革命後の変わりがインターネットの登場、そこが第1弾。そして、このコロナ禍の中での社会情勢、生活様式の変化というのが大きな第2弾ではないかなというふうに考えております。

当然、行政もそういう中で、次の世代、次の時代に向かって考えながら備えということをやっけていかないと、事が起きたときには時遅しというふうになると思いますので、しっかりそういうところはスピードを上げてまいりたいというふうに考えております。今後、議員の皆様とのさらなる御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

さて、本定例会では、計画の策定、指定管理者の指定、条例の制定、そして条例の一部改正など議案9件、一般会計及び特別会計の予算に関する議案16件を提案させていただきました。御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。

○議長（後藤三治君） どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回高森町議会定例会を開会します。

本日の会議は、御手元に配付してあります議事日程のとおり行います。

なお、9番田上更生君からは入院療養中、政策推進課長補佐、村上純一君、税務課長補佐、緒方久哉君からは、欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番立山広滋君、8番本田生一君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月9日に開催されました議会運営委員会において、本日から19日までの8日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤三治君） 日程第3、諸般の報告を議題とします。

12月定例会後に行われた諸般の報告を、委員長及び監査委員からお願いします。まず、議会としての報告を議長が行います。

1月12日、阿蘇市役所におきまして阿蘇市町村議長会が開催され、令和3年度阿蘇市町村議長会事業計画及び予算案についての報告並びに審議を行いました。令和2年度には、御存じのとおり新型コロナの影響によりほとんどの事業、研修が取り止めとなりました。令和3年度については、阿蘇市町村全ての議会が地方創生広域連携時代に相応しい研修、事業活動ができるよう、新型コロナの終息を祈念している旨の報告がありました。

1月18日、町議会一同は、アーティストビレッジ阿蘇096区の施設内を視察さ

せていただきました。施設内部は、アーティストたちのための稽古場、動画編集用スタジオ、収録スタジオ、漫画制作スタジオなどに加え、食品開発のためのセントラルキッチンも備わっており、クリエイター、アーティストの育成、活動拠点に相応しい現代テクノロジーを取り入れた施設が完成しており、議員一同驚きと同時に、今後町の活性化の起爆剤として株式会社コアミックスさんには大いに期待するものであります。

2月16日、熊本地震で被災した南阿蘇鉄道の第1白川橋梁の撤去工事が始まるのを前に、工事の安全祈願祭が立野峡谷で執り行われ、地震で被災した旧橋を撤去後、来年1月に新橋建設に着工、23年3月の完成を目指して工事が進められます。

2月19日、熊本県町村議会議長会第70回定期総会が開催され、令和元年度歳入歳出決算並びに令和3年度事業計画及び歳入歳出予算の報告があり、満場一致で可決されました。

3月7日、国道325号阿蘇大橋開通式典が執り行われ、国会議員、熊本県知事等、多くの来賓の方々及び阿蘇地域住民の悲願でもありました阿蘇大橋開通を共に喜び合いました。当初の計画より1年4カ月ほど早い開通となり、携わっていただいた関係機関、施工業者の皆様には心から感謝を申し上げるとともに、今後阿蘇はもとより熊本県の経済産業、観光の架け橋として大いに期待しているところであります。

以上をもちまして私からの報告といたします。続きまして、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）おはようございます。6番、芹口です。

議会運営委員会の閉会中の継続調査事項につきまして、諸般の報告をいたします。令和3年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、2月9日に委員会を開催いたしました。会期につきまして協議し、会期はただいま決定いただきましたとおり、3月12日から3月19日までの8日間の会期とし、16日に一般質問、17日に各常任委員会、18日に特別委員会を開催することにしました。

2回目の議会運営委員会を、3月5日に開催することとし、一般質問の通告期限は3月5日の正午までと決定しました。次に、高森町議会タブレット端末機取扱要綱について、端末機の貸与条件、貸出期間、使用制限や使用範囲、遵守事項等について協

議し、高森町議会タブレット端末機取扱要綱については原案のとおり制定することに決定いたしました。

3月5日に2回目の委員会を開催しました。一般質問の取り扱いを協議し、期限までに通告があった3名の議員の質問順については、議会運営基準に基づき、通告順によって1番佐伯金也君、2番津留智幸君、3番後藤巖君と決定しました。なお、質問時間は答弁時間を含め1時間であります。次に、議案の取り扱いについて協議し、議案第8号から議案第13号まで及び議案第15号、16号については、本日議案質疑を討論採決、その他の議案につきましては各委員会に付託することに決定しました。

以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容報告といたします。

○議長（後藤三治君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長（芹口誓彰君）6番、芹口です。

総務文教常任委員会の、閉会中の継続調査事項に係る活動について報告をいたします。2月26日総務文教常任委員会を開催しまして、政策推進課から南阿蘇鉄道新駅建設に関する調査結果報告について説明がありました。担当者から、高森町湧水トンネル公園にぎわい再生検討委員会での審議内容の報告がありました。

また、新駅の整備案として2つの案が示され、それぞれの案の概要や事業期間、湧水トンネルへのアクセス性、鉄道の安全性、概算事業費等について説明を受け審議しましたが、本件につきましては議会全員協議会でさらに審議を尽くす必要があると決したところであります。

次に、令和2年度の事業進捗状況について報告を受けました。南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発実施設計業務、エンタメ業界と連携した地域おこしプロジェクト活動状況、エンタメ業界と連携した新商品開発やふるさと納税返礼品拡充プロジェクトの活動状況、第3回くまもと国際マンガCAMPや地方創生に向けて頑張る地域応援支援事業等について説明がありました。

また、商工観光係から新型コロナの影響によりイベント関係は軒並み中止になったが、一方新型コロナウイルス対策として休業事業所補助金事業、商工費ゼロ事業、町内事業所清掃事業、デリバリー支援事業、テイクアウト支援事業等に取り組んだ旨の

報告がありました。

まちづくり係からは、日本で最も美しい村連合の観光誘客事業で、県のスクラムチャレンジ補助金を活用した南小国とのリアル宝探しイベントの状況、また老朽危険空き家解体撤去ボランティア活動で、町内64棟の解体が完了したと説明がありました。続いて、ふるさと納税の寄附状況について報告があり、1月末現在で寄附金総額は8億3,374万6,000円となり、前年比の約6倍との説明がありました。町税の1.7倍もの金額であり驚きでございます。町長のトップセールスの賜物だと思えますし、あわせて職員の皆さんの御尽力に感謝をいたします。

続きまして、総務課から令和3年度予算編成方針、また財政状況について説明を求めました。財政係から、予算編成については、毎年11月初めに全職員を対象として予算の編成方針、町長の政策に係る指示事項等を示しており、特に令和3年度は草村町政3期目の3年目となります。これまで取り組んできた政策の検証をし、政策集の中で未着手の事業について方向性を明確化する年となることから、中長期的に安定した財政運営を行うため、これまで以上に将来負担を意識した財政運営を図る観点から、事業の必要性、緊急性を精査した予算編成方針を示したと説明がありました。

また、財政状況につき説明があり、地方債の借り入れ状況については平成25、26年度に情報通信基盤整備、令和2年度には防災無線デジタル化の借り入れが増加した、今後高森駅周辺再開発や新規の機能的整備があれば借入額の増加が見込まれる。地方債の残高については、今年度で約50億を超えているが、借入額の全額が補填される臨時財政対策債や交付税措置がある過疎債や緊防債等があり、実質的な借入額は約10億円未満であると説明がありました。

委員会では、新型コロナの影響による景気等の動向次第では、地方財政の安定的な運営にも大きな支障が生じることも懸念されますので、国の財政の動き等に特に注視をされ、引き続き健全な財政運営にあたられるようお願いしたところであります。

以上、委員会の閉会中の継続審議内容について報告をいたします。

○議長（後藤三治君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長（佐伯金也君）おはようございます。まだ先が見えぬ新型コロナウ

イルス感染症でございますが、油断せずに予防に努め、これから行われるワクチン接種で収束に向かっていくように願っておる次第でございます。産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

12月議会以降、当委員会の動きは以下のとおりでございます。12月18日子ども議会参加、1月18日アーティストビレッジ阿蘇096区視察、1月21日産業厚生常任委員会開催、同日午後から熊本県産農畜水産物学校給食推進事業による給食の試食会、2月18日産業厚生常任委員会の開催でございます。

子ども議会でございますが、私個人は阿蘇広域行政事務組合の議会運営委員会で欠席をいたしておりますが、他の委員さん全員出席をされております。その中で、高森中学校、高森東学園の生徒によるプレゼンテーションに新しい息吹を感じたというふうに、皆さんたちが新鮮な気持ちでそういうふうにお答えをいただきました。

次に、給食試食会では馬肉の炊き込み御飯などを食べましたが、大変バランスのとれた食事の提供をしておられるなというふうに感じました。私たちも、ああいうふうな健康的な食事をさせていただければ、成人病等にももしかしたらかからなかったのではないかなというふうに思っております。今後とも、給食の現場におきましては、子どもの健康、それぞれいろいろとバランス等を考えて、地元の農畜産物をそれぞれ利用しながらやっていっていただきたいと思っております。

そして、アーティストビレッジ阿蘇096区です。旧高森温泉館がリノベーションされたのですが、見事に生まれ変わっております。まだ当時は完成しておりませんでした。コロナ禍の制限の中でありますので、なかなか工事の方も大変だったと思うんですが、完成後にはぜひとも町民の皆様にもご覧いただけるようお願いをしたい。コアミックスの方にも、担当の方にそういうふうをお願いをした次第でございます。

それでは、委員会の開催の件でございますが、産業厚生常任委員会は4課を所管しております。1回の委員会で、2課ずつ開催をさせていただいております。1月の委員会におきましては、農林政策課と健康推進課を審議いたしております。2月は、住民福祉課と建設課というふうに分けておりますので、それぞれの内容を報告しますが、その内容についても課長並びに補佐、係長、それぞれの担当の職員が参加をいたしております。事業の進捗状況、結果などそれぞれ皆さん方と熱心に議論を重ねました。

今回の委員会より、令和2年第5回高森町議会臨時会で承認されたタブレットパソコンを使わせていただいております。職員の方たちには、大変面倒くさいようなお手伝いをしていただきましたが、今後は頻繁に委員会でそれを使わせていただきながら、徐々にこのタブレット端末機の使い方においても慣れていきたいと。出来れば定例議会等でもそれが使えるように、私たちも頑張っていきたいというふうに思っております。

まず、農林政策課でございますが、営農型太陽光発電整備計画について説明を受けました。新たなエネルギー対策事業と農業をマッチングさせ、効率的活用を目指すもので、分かりやすく言えば太陽光パネルの下に農作物を作るといようなやり方でございます。太陽光運営会社と営農者が、共に利益があるシステムになれば、新規就農者獲得への道筋にもなるのではないかというふうな事業であります。新たな取り組みでございますので、委員会としましては農業の新規就農、また農業で品目をいろいろと考えておられる方の対応等も考えながら、環境面等のチェックもしながら進めていければなど、それに対応していければなどというふうに意見が出されておりました。

次に、健康推進課でございますが、第8期高森町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画保険料推計について報告がございました。現状では、前年度同様の保険料で賄える予想範囲でございますが、必要保険料月額が増加傾向にございます。健康診断も含め、日頃の積極的予防により抑えていく努力が必要であるのではないかというような意見が出されておりました。皆さん方それは当然のことというふうに一致をいたしております。本年も健康診断等がございますが、より一層の町民の皆さん方の受診をお願いしていかなければならないというふうに自覚をした次第でございます。

次に、住民福祉課でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制についての説明がございました。町長の方から冒頭お話があったとおり、速やかにスピーディーに、皆さん方に接種をしていかなければならないというふうに思っておられるということでありました。テレビ等をご覧になれば分かれると思いますが、まだまだ未確定なことが多い中で、接種計画を立てる難しさや実際にワクチンがいつどれだけ入ってくるか分からない状況で、体制の構築を進めていくということの報告を受けております。申込、受付、接種、経過措置までシミュレーションして、必要人員や会場な

どを確定していくように意見を出しております。全国で接種が始まっておりますけれども、地方に来れば少し遅れるような気もいたしますが、スピーディーにスムーズに皆さんたちが接種できるようにお願いをいたしております。

最後になりますが、建設課より高森町管内道路網再編計画の検討手順の説明、評価対象路線予定の報告がございました。集落の状況や家屋の有無、通行の可否をはじめとし、各施設へのアクセス、将来へのネットワークなどを加味いたしまして、見直し候補路線や区間を抽出していました。また、見直しによる維持管理コストの軽減も同時に出されております。あとは、地域への説明をしっかりと行って、御理解いただくようにというふうに申し入れをいたしております。この件につきましては、先般全員協議会等におきましても、再編計画の中に出ておる路線等の説明を建設課の方からしていただいた次第でございます。

それぞれ、年度が変わる今の時期に委員会を開催いたしました。新年度に対して予算編成をされておる時期に、各課の担当の皆さん方には委員会のために時間を空けていただいたことに感謝を申し上げます。今後、今回の議会で提案されております令和3年度の予算がそれぞれで審議をなされますけれども、町民のため皆さん方の福利厚生、生活のために、当委員会におきましても細やかに委員会を開催しながら、身近な委員会運営に心がけていきたいと思っております。今後、ワクチン等で開催に制限されることも出てくるかもしれませんが、町民の皆さん方にも期待を持たれる委員会運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで委員会の報告を終わります。大変ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（後藤三治君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。議会広報特別委員会委員長の4番牛嶋です。

議会広報委員会の諸般の報告をさせていただきます。議会広報絆第80号の編集につきまして、令和2年12月定例会の最終日に御報告を申し上げましたが、令和3年1月7日に第1回の委員会を開催いたしました。以後2回の委員会を開き、2月2日

に全世帯へ発送をいたしました。

議会広報絆第80号の表紙には、旧高森温泉館からモデルチェンジした、アーティストビレッジ阿蘇096区を正面から撮影した写真を掲載いたしました。今回の内容として、12月定例会での主な補正予算の事業概要と議案に対する主な質疑応答、一般質問が5名の議員からありましたのでその内容と各常任委員会からの報告、2名の町民の方の声を掲載させていただきました。

また、令和2年第4回臨時議会及び第5回臨時議会で可決されました補正予算の事業を、写真やイラストを使って掲載しております。その他にも、高森高校生の初めての議会傍聴の紹介、また高森東学園、高森中学生による子ども議会の様子、議会で阿蘇096区内の施設を視察した時の模様も掲載しております。裏表紙に、11月12日に町村議会広報研修会が開催されました。その研修に4人参加しております。その中で、審査員の先生から過去の広報に対しての高森町議会広報の良い面、また手直し等が必要な指摘事項等がいくつかございましたので、そのことも紹介しております。

こういう研修会で学んだことを活かして、次回からの広報づくりに努めていきたいと思っております。町民の皆様が、手に取って読んでいただくような分かりやすい議会広報を今後も作っていきたく思いますので、どうか議会広報に目を通していただくようお願いしたいと思います。以上で、議会広報特別委員会の諸般の報告といたします。

○議長（後藤三治君）次に、監査委員の報告をお願いいたします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員（立山広滋君）おはようございます。7番、立山です。

監査委員から諸般の報告を申し上げます。1月19日及び2月24日に例月出納検査を実施しましたので、結果を御報告申し上げます。一般会計、特別会計の出納状況、基金運用状況等を古庄代表監査委員と監査したところ、いずれも適正に処理されておりましたので御報告いたします。

また、1月26日から2月4日まで定期監査を実施し、各課局の担当から令和2年度歳入歳出の執行状況の説明を受けました。今回の定期監査で思いますのは、いずれの課・局も新型コロナウイルスの影響により、会議・協議会等の中止、イベント、祭り等もほとんどが中止となり、そのため旅費や報償費、消耗品等のほとんどが未消化となっていました。担当課、係におかれましては、大変苦勞されたと思いますが、最

終的には不用額を極力出さないよう補正等により精査するよう助言をいたしました。

今後、まだまだ大変な状況下ではありますが、適正な予算執行に努められるよう祈念いたしまして監査委員からの報告といたします。

○議長（後藤三治君）以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第8号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（後藤三治君）日程第4、議案第8号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長（今吉輝子さん）おはようございます。

議案第8号で御提案いたしました、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町観光交流センター条例第10条第2項の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めたときは指定管理の選定を行うことが出来るという条文に則り、今回高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町観光交流センター、指定管理者となる団体の名称は高森町観光協会会長、村上誠治氏です。次に指定の期間といたしましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。指定管理者を指定する場合には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものでございます。

以上、今回御提案しております内容につきまして説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（後藤三治君） 日程第5、議案第9号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） おはようございます。

議案第9号で提案いたしました、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇物産館条例第11条及び高森町奥阿蘇キャンプ場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことができるという条文に則り、今回有限会社甲斐商店を指定管理者として指定するものであります。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇物産館と高森町奥阿蘇キャンプ場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社甲斐商店、代表取締役甲斐一郎氏でございます。次に指定の期間といたしましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものであります。

以上、今回提案いたしております内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第9号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第9号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（後藤三治君）日程第6、議案第10号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。生活環境課長、後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君）議案第10号で提案いたしました、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは指定管理の選定を行うことが出来るという条文に則り、有限会社ヴルスト阿蘇を指定管理者として指定するものであります。

議案をご覧ください。対象施設は、高森町奥阿蘇特産品加工場でございます。指定管理者となる団体の名称は、有限会社ヴルスト阿蘇、取締役中村敏治氏でございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためこの議案を提案するものであります。

以上、今回提案しております内容について御説明をいたしました。御審議いただ

き御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

特産品加工場につきましては、設立当時からこの会社がずっと管理をいたしております。商品については、主にハム、ソーセージ、ウインナー等を作っていたいております。商品については、主にハム、ソーセージ、ウインナー等を作っていたいております。

今高森町で、年間有害鳥獣として駆除されるイノシシ、シカ等の数を考えたときに、ただこれを殺処分して埋めるといった処分だけではなくして、個人的にその肉が付き合いのある人たち、お友達等に配られてはいるんですが、やはり各地域でもこれが商品化されているところがあるんですね。ジビエ料理、ジビエ加工ということで。

当然、例外ではなく高森町も今後これを考えていかなければならないわけなんですが、この特産品加工場、半分は草部の皆さんたちがそこで取れたものを利用して加工されたもの、2次製品を作られる商品開発もされておったわけで、現在その商品開発がどういう状況になっておるかという報告も受けておりませんから分かりません。参考のためにそれもお聞かせいただきたい。

それと、この加工場において今後ジビエ料理の資格を取って、ここでイノシシ、シカの肉の加工なり、販売なりというものも考えていけないことはないような気がします。また新たな施設をつくるなんていうばかなことは考えないで、この施設を利用する。実際、生肉のいろんな加工用の機械はまだ入ってて使えるはずで、中には使えなくなっておるのもあると思うんだけど、大半使えるものもあると思います。

ですから、畜産物として考えれば、有害鳥獣対応の加工場にしていくことも私は可能性としてはあるのではないかなと思っておりますが、その点についてその可能性はあるかないか誰か詳しい方お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（後藤三治君） 生活環境課長、後藤健一君。

○生活環境課長（後藤健一君） 10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、特産加工場の状況と商品開発の状況はどうなっているかということで御質問がございました。この加工場自体は、その地域で住んでらっしゃる方々が新たな特

製品の加工物を作りたいと、開発を目的として、その目的開発の場として建設されたのが当初の目的でございました。現在、そこで生産されているものとしましては、お菓子のかりんとうを生産されておられます。

一方、最近になりまして、草部の菅山地域の皆様方が味噌をぜひ作りたいということと、棚田で出来たお米を余すところなく使いたいのので、それを活用した形でどうか味噌づくりができないかということで、今地元の方で各団体さんがいろいろな形で味噌づくりをされているのが主な状況でございます。この味噌の加工については、他地域についてもぜひ一緒に作ってみたいということで今されております。

ただ1点、あそこの施設はあくまでも商品開発の場としての加工場の提供ということでございますので、本格的に販売などするような場合は、別途その専用の施設を作って、そこで保健所の許可を得て営業という形になっていくかと思えます。いずれにしましても、加工品を開発するというのは大変ないろんな努力が伴ってくると思いますが、生活環境課としては、そのきっかけとなるべく加工場をぜひもっと使っただけならありがたいと思えます。

また、施設内部につきまして、一部まだ修理等が必要なところも今のところございます。次年度予算でもそれをまた計上いたしておりますので、どうかその辺も御加味いただいて御協力のほどよろしくお願いいたします。ジビエ関係については、私の方はそれほど詳しくございませんのでその点は割愛させていただきます。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） おはようございます。農林政策課の後藤でございます。10番、佐伯議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の特産品加工施設が、ジビエ料理に使えるかということでよろしいかと思えますが、ジビエにつきましては寄生虫等が体内にあることから、かなり処理に関しては厳しい規制がございます。そういった点から考えますと、現在の既存の施設では非常に難しいものがあるかと思っております。

これは私の私見になりますけれども、現在県南で出来てる施設につきましては、かなり精度の高いものが施設として出来ております。それにつきましては、かなり高額の補助事業等を使ってらっしゃる件を1つ確認しております。それともう1つは、移

動式のスーパーみたいなものを改良した車で、その現場で解体して処理ができるというものを確認しております。私個人的な思いとしては、その移動処理ができる自動車型のもを入れた方が、ジビエとして有効性はあるのではないかと考えております。

しかしながら、ジビエの市場性を見てみますと、このコロナ禍で東京においてショップがございますが、そちらの方にかなり激減しております。全国からの肉の提供がですね。やっぱり根強いファンもいらっしゃるんですが、一方で回避される方もいらっしゃるという現状もございます。県内においても、ジビエのフェアなどもありましたけれどもなかなか伸び悩んでおります。そういった諸々の対策が必要かと思っておりますので、全てトータル的な取り組みを今後考える必要があるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯です。

奥阿蘇特産品加工場の建設については、私も議員になりたての頃から進んでおって、奥阿蘇物産館、キャンプ場とセットでなっておりました。当時は、いろいろと地域の方たちも頑張っておられた、いろんなものを作っておられたというふうに思っております。加工場の方も、この指定管理をずっと継続してされてるわけですが、この方が外国の方に行かれてこれが良いというような機材を、高価なものを入れてやっていただいておりますね。

その当時からすると、私が平成3年から議員してるわけだから、途中中間抜けてますけども、4年か5年ぐらいだったと思うんですね。おそらく、議長も担当しておられた奥阿蘇物産館建設に対しては、地元の職員として対応されてたと思いますから、その時の思いというのはなかなか薄れません。この奥阿蘇特産品加工場、物産館、キャンプ場、これは地域の皆さんたちの1つのやっぱり将来の戦略的な拠点であったわけですね。

ですから、この加工場あたりではより先進的なものを加工していただいて、それを商品化して奥阿蘇物産館で販売していただくということです。今、インターネットが進んでおるから、インターネットによって全国、世界各地にいろんなものが送られる。要するに、知らせることができるということでお客様は広がるわけなんです

が、ただ農林政策課長が言ったとおり、ジビエ、ジビエと言っても私も牛肉と豚肉派です。わざわざ豚肉の代わりにイノシシの肉を食べなくてもいいんですよ。牛肉の代わりに鹿肉を食べなくてもいいんですね。

しかしながら、やはり根強い顧客もいらっしゃるものだから、その方たちに対して有害鳥獣として駆除されたものをただ捨てるのではなくして、利用する方法としてどうするかということで、経費の面、設置の面いろんな面があると思います。今後この加工場の利用について、もうこれからすると建築後30年になります。おそらく建物自体もかなり老朽化してきておる。

そういう中で、この建物をどうするかという議論が必ず生まれてきます。その時期に、どこでもやってるような商品を作っているようなならば、おそらくもう解体して無くしてしまえという形になってしまうと思います。でも、ここにしかないものを作っておるということになれば、残そうという声が出てくると思います。

ですから、その将来的なことも考えた中で、今度指定管理を受けられる方と将来の戦略というものも協議した中で、ただ単にここを管理していただきだけではだめですよ。今後どうしていくのかということも協議した中で、やっていただけるようお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第10号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 11時10分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第7 議案第11号 芹口辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（後藤三治君） 日程第7、議案第11号、芹口辺地に係る公共的施設の整備計画について議題といたします。提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長（今吉輝子さん） 議案第11号で御提案いたしました、芹口辺地に係る公共的施設の整備計画について御説明いたします。

この整備計画は、事業実施に伴い必要となる財源の確保に関するものでございまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき、御提案するものでございます。今回の整備計画は、町道の整備の変更に係るものであり、この法律に基づく事業につきましては辺地債の借入れが可能となりますとともに、元利償還金の80パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなり、町財政にとりましても大変有利なものとなります。

総合整備計画書をご覧ください。町道の変更の内容につきましては、計画書にありますように町道男原線の道路改良を行うものです。整備を必要とする事情としましては、緊急車両等の通行を確保し、地域住民の生命財産を守るために早急に道路改良を行う必要があります、施設別の年次計画につきましては次ページの計画表のとおりでございます。

また、場所につきましては、次のページの芹口辺地総合整備計画図のとおりでございます。なお、今回提案の条件となります熊本県の計画の同意につきましては、令和3年1月14日付けで同意を得たところでございます。

以上、今回御提案しております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議

いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

- 議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第11号、芹口辺地に係る公共的施設の整備計画について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第11号、芹口辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第12号 町道の路線の廃止について

日程第9 議案第13号 町道の路線の廃止について

- 議長（後藤三治君）日程第8、議案第12号及び日程第9号、議案第13号、町道の路線の廃止について議題とします。本案については、一括して提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

- 建設課長（荒牧久君）おはようございます。

議案第12号及び議案第13号は、関連がありますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第12号の町道蔵地2号線は、起点が大字野尻字初馬谷1111番8地先、終点大字野尻字初馬谷1086番4地先となっておりまして、道路延長が142メートルとなっております。次に、議案第13号の町道蔵地3号線は、起点が大字野尻字初馬谷1112番1地先、終点が大宇野尻字初馬谷1125番5地先となっておりまして、延長が148.3メートルとなっております。

2路線とも、県道津留・柳線の改良に伴う町道の払い下げ路線でありまして、令和

元年12月9日に町道として認定されております。県道の残地路線でありまして、交通の往来もほとんどない状況であります。町道の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があることから今回提案したものでございます。

以上、町道の廃止について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第12号及び議案第13号、町道の路線の廃止について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第12号及び議案第13号、町道の路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第14号 高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長（後藤三治君）日程第10、議案第14号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）おはようございます。

議案第14号、高森町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、提案の理由を御説明いたします。

今回の条例改正は、農業委員の年間報酬を引き上げる改正でございます。新旧対照

表をご覧ください。まず、会長につきましては、18万9,200円を20万2,000円、1万2,800円の増額でございます。副会長につきましては、17万8,200円を19万2,000円、1万3,800円の増額でございます。委員につきましては、17万500円を18万2,000円、1万1,500円をそれぞれ増額しております。

改正の理由といたしましては、阿蘇郡市内で農業委員さんの報酬が、高森町が1番低いということから改正に至ったものでございます。この件に関しましては、平成31年2月に農業委員報酬の見直しに係る審議会が開催され決定されたところでございます。予算につきましては、令和元年から予算に反映をさせているところでございます。あわせて条例の改正をすべきでしたが、改正がなされておりましたので、今回提案をしております。

今後はこのようなことがないように、関係各課と情報の共有を密に図りながら取り組んでまいりますので、何とぞ御理解をいただきまして、御審議御決定賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯です。

この件について、議会としても何も言わないわけにはいきませんので、一言述べさせていただきます。

特別職の皆さん方は、それぞれ半分以上ボランティア精神でいろいろな町の行政事務に携わっていただいております。今、総務課長が述べたとおりの理由で、当時報酬等が値上げをされておったんだと思いますが、その報酬についての予算設定は農林政策課、当然農業委員会でありますから。この条例の改正については総務課なんですね。

昔言っていたことが私ありました。予算に絡む条例について、条例改正が先かそれとも予算措置が先か、どちらが正しいかという話を昔よくしてたんですね。今回、それが顕著に表れたいい例であったと思います。予算措置と同時にこの条例改正もすべきであったと思いますが、それがなされなかったためにこういうふうなことになりました。

私たち議会も、これは監視ができてなかったなと思って反省をいたしております。よく行政は縦割りだと言われますが、これこそやっぱり横の連携を密にしていると発生しなかったわけでございますから、総務常任委員会で十分この顛末等について議論していただいて、今後こういうことが発生しないように十分な審議をしていただきたいと思います。私ども議会の反省も踏まえた中で、よければ総務常任委員会の方へ付託のほどよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第15号 高森町手数料条例の全部改正について

○議長（後藤三治君）日程第11、議案第15号、高森町手数料条例の全部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）議案第15号で提案いたしました、高森町手数料条例の全部を改正する条例について提案の御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料について定められているものでございます。本町では、本年2月22日からコンビニ交付サービスの導入実証事業を行っており、従前からお知らせしておりますとおり本年4月1日から本稼働をすることになっております。現在、住民票の交付手数料は、世帯全員の写しが400円、世帯の一部の写しが200円になっております。コンビニで住民票を交付する場合は、それぞれ手数料設定が困難であるために、今回世帯全部と一部の交付手数料を300円に統一するものでございます。

また、今回住民票の交付手数料の変更にあわせまして、その他の各種証明類の交付

に係る手数料についても見直しを行ったところでございます。手数料については、200円から300円に改めるものでございます。今回の改定につきましては、近隣の市町村の手数料の状況を勘案しまして設定をしておるところでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番、後藤です。

手数料の改定ということですが、議会として議員として1つお尋ねいたします。結局全部手数料見直すというところで、実際に例えば住民の方たちに100円ほど上げることによって、行政に入ってくる金額がどれだけ変わって、どれだけ例えば年間上げることによって収入というか、いわゆる手数料収入が上がってくるのかという部分。それと、実際に住民の方たちが、上げることでどれだけ例えばサービスの向上などが受けられるのか。

そして、今の説明では若干私も分からないんですけども、上げることの目的が抜けてるような気がします。例えば、先ほどコンビニから取れるというふうな説明がありましたが、それに対する例えば今後の運用コスト等に反映されるなど、そういう説明をもしあるならばしていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君）総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君）ただいまの1番議員の質問にお答えします。

きっかけは、コンビニエンスストアでの交付でございます。それをきっかけで、あわせて見直しをしたというところでございます。見直しをしましたところ、それぞれの市町村がほぼ300円という形になっておりますので、それに合わせたというのが現状でございます。年間にいたしますと、約55万円の収入アップになるところでございます。

それに対する費用効果と申しますが、それは今から先いろんな交付につきましてコンビニ、郵便局等もでございますので、調整して出来るだけあらゆるところでサービスが提供出来るような仕組みを作っていきます。コンビニあるいは郵便局で交付になり

ますと、当然手数料の分を町が支払うようになるわけですが、そこだけを高くするというわけにはいきませんので、料金自体を均等にしましてできるだけ幅広いサービスをするというのが目的でございます。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 1 番、後藤巖君。

○1 番（後藤巖君） これは、私たち産業厚生常任委員会でも一度住民福祉課から説明を受けて、住民福祉課の場合は約 20 万という話が出ました。先ほど総務課長が話されましたけども、私は基本的に他の町村と比べるというところでの上げるという部分については、個人的にはあんまり承諾しかねるというか、高森はやっぱり高森のやり方でこの設定をしたというような流れで、町民の方には説明していただきたいのかなと思います。

ですので、TPCなどもございますから、先ほど課長が答弁された郵便局、コンビニで取れるとなれば、当然そこに係る手数料などもかかってくるということをきちっと説明した上で、この手数料の変更というところを住民福祉課や税務課などいろんなところに絡む話ですから、住民の方に説明をしていただけたらと思います。私の方からは以上です。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号、高森町手数料条例の全部改正について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号、高森町手数料条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 16 号 高森町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正

について

○議長（後藤三治君） 日程第12、議案第16号、高森町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長（岩下徹君） こんにちは。

議案第16号で御提案いたしました、高森町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

本条例は、深刻にして重大な社会問題であります部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関し町の施策及び町民の責務等について定められており、平成7年3月に制定されたものでございます。その後、平成28年に差別解消に関する三法が施行されたこと、また熊本県においても部落差別解消推進条例が昨年6月に改正されておりまして、このようなことを受け今回条例改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。新旧対照表の1ページ目をお開き願います。まず、第1条の目的でございますけれども、先ほど申し上げました差別解消三法、具体的には障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、そして部落差別解消推進法、これら三法が施行されたことに伴いその法律名を明記し目的としたものでございます。

続きまして2ページ目をお開きください。第5条におきまして、町の相談体制の整備を追加しております。これは、国の部落差別解消推進法において地方公共団体の体制整備について明記されていることから、今回追加するものでございます。

主な改正内容につきましては以上でございますが、条例整備もさることながら、町といたしましては人権侵害に関わるあらゆる差別問題の早期解決を図り、全ての方の人権が尊重され安心して暮らせるまちづくりに向け今後も取り組んでまいります。なお、今回の条例改正につきましては、同条例に規定しております審議会の委員の皆様にも御審議いただき、御承認いただいていることを申し添えます。

以上、改正内容について御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、高森町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について採決します。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第17号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第13、議案第17号、高森町介護保険条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） こんにちは。

議案第17号で御提案申し上げました、高森町介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明をいたします。

令和2年度末までとする第7期高森町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の期間満了に伴いまして、介護保険料率並びに保険料額の適用期間を第8期事業計画の期間に改めるため、高森町介護保険条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表をお開きください。今回の一部改正で、ここに記載してあります次期計画の第8期高森町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の期間であります、令和3年度から令和5年度までの3箇年に期間を改めるものでございます。なお、第8期計画に

よる介護保険料の改定を行わず、現在の保険料額を据え置くとする計画案について、広く意見を求めるパブリックコメントを既に実施しております。最終的には、3月末までに高森町高齢者福祉計画、介護保険事業計画推進委員会にお諮りいたしまして、決定をする予定でございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第18号 高森町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第14、議案第18号、高森町国民健康保険条例の一部改正について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第18号で御提案申し上げました、高森町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明をいたします。

令和3年2月3日に成立し2月13日に施行されました、国の新型インフルエンザ等対策の改正特別措置法などにより、新型コロナウイルス感染症がこの特措法の中で新型の感染症に明確に位置づけされることになったため、高森町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

新旧対照表をお開きください。改正の内容といたしまして、新型コロナウイルス感

感染症が附則第1条の2に規定されていたものが、単体の感染症として明記される改正となっております。なお、現在海外での感染が確認されておりまして、国内においても関東、関西地域などで感染が確認されております、変異ウイルスもこれに含まれることとされております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第19号 令和2年度高森町一般会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第15、議案第19号、令和2年度高森町一般会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第19号で御提案いたしました、令和2年度高森町一般会計補正予算第15号について御説明を申し上げます。

今回の補正は、令和2年度の年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正をするものでございます。歳入歳出それぞれ7,926万6,000円を減額し、予算の総額を74億584万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明をいたします。第1款町税につきましては、現時点での収入見込み額を2,256万4,000円増額いたしました。続きまして、第15款国庫支出金、第16款県支出金につきましては、各事業の決定通知や確定見込により調整を行うものでございます。

続きまして3ページをご覧ください。19款繰入金につきましては、財政調整基金を2億3,908万5,000円減額いたしました。これにより、補正15号までの財政調整基金からの繰入金は、約3,600万円になります。第22款町債につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減収補填債、国の補正予算に伴う道路整備に係る地方債を新たに2つ追加いたしました。また、県との協議の中で減額が必要となった地方債等の補正も行っておりまして、今年度借り入れ予定といたしまして総額7億8,121万3,000円となります。

4ページをお開きください。歳出全般にわたりまして、必要経費の最終見込みにより主に減額補正をしておりますが、一部追加の補正もしております。6ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正につきましては、年度内の完了が見込めない事業について翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページをご覧ください。第3表債務負担行為補正につきましては、25項目を追加いたしております。この内1番から10番までにつきましては、令和3年度の1年分を計上いたしております。11番目以降の項目に関しましては、それぞれの期間に係る限度額を計上したものでございます。

8ページをご覧ください。第4表地方債補正につきましては、先ほど申し上げましたとおり3つの地方債を新たに追加いたしまして、県との協議により6つの地方債の借入限度額を変更いたしております。追加となりました新しい地方債につきましては、概略を御説明申し上げます。

まず、減収補填債についてですが、普通交付税の算定に用いる収入の見積りは、年度途中での収入見込額を基に算出をしておりましたが、普通交付税の決定後に一部の税目について実際の収入額が見込額を下回った場合に、市町村に不利益が生じないようにその差を補填するために発行する地方債で、100パーセント交付税措置がなされます。

通常は、課税実績との乖離が生じた場合は、後年度に交付税で精算する制度が用いられておるために、高森町では長年減収補填債を発行することがありませんでした。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による全国的な税収の減少に伴い、今年度限りの措置として減収補填債の対象税目が拡充されたわけございま

す。

また、今回減収補填債を発行しない場合は精算制度が適用されないため、高森町におきましても現在見込まれる減収分として、940万円を借り入れ限度額として追加をしたところでございます。実際の税収が固まれば、こちらについては借り入れが必要かどうかとも判明するものとなるわけでございます。

続きまして、防災減災国土強靱化緊急対策債につきましては、今回歳出で追加しております、国の補正3号により実施する道路整備事業に充当するものになります。これは、国の経済対策に係る地方債になりますので補正予算債という取り扱いになり、通常借り入れるよりも交付税措置等について嵩上げがなされます。

今回につきましては、通常であれば充当率100、そして交付税措置率が50パーセントの地方債となるわけでございますが、特別措置として残りの50パーセント、交付税措置額の50パーセントの地方債の残りの分につきましても、全国ベースでは全額普通交付税の単位費用として措置されることとなっております。ただし、団体ごとの措置額は算定が困難なために、資料には計上いたしておりません。

最後に3つ目でございますが、一般事業債につきましては、こちらも道路整備事業に充当するものになります。今、1つ前に申し上げました防災減災国土強靱化緊急対策債と同様に、補正予算債という取り扱いになります。通常であれば、充当率が75パーセントの地方債になりますが、特別措置として充当率が100パーセントに嵩上げされます。交付税措置はございませんが、国庫補助対策事業費を超えるいわゆる継ぎ足し単独分について借り入れる予定として今回補正をしており、事業費の確定に伴いこれも借り入れが必要かどうか判明をいたします。

以上、今回提案しております補正予算について概要を御説明いたしました。御審議をいただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第19号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第20号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第16、議案第20号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第20号で提案いたしました、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第4号につきまして、提案理由を御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から1億639万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,065万5,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正で4項目を追加しております。これら全ての項目については、令和3年度の1年分の限度額を計上したものです。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款国民健康保険税につきましては、第1目一般被保険者国民健康保険税を3,735万3,000円減額、続いて第2目退職被保険者等国民健康保険税を20万7,000円減額しております。いずれも、直近の保険税賦課及び収納率を勘案しまして、算出して見込んだものでございます。

8ページをお開きください。第5款国庫支出金第2項第7目国民健康保険災害臨時特例補助金を、39万9,000円増額しております。こちらは、3月末日までを期限とする、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免措置の申請が見込まれる、約4件分の補助金を計上しております。続きまして、第6款県支出金第1項第1目保険給付費等交付金を、7,262万8,000円減額しております。医療費に係る普通交付税でございます。第10款第1項第1目一般会計繰入金を、総額で757万6,000円減額しております。

続いて9ページをお開きください。第12款第4項雑入として、総額で1,146

万6,000円増額しております。この内、第5目一般被保険者返納金につきましては、国民健康保険から他の健康保険への異動手続きが遅れていたために、過去2年分の保険給付費について、国民健康保険団体連合会による保険者間調整で返還された分を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお開きください。第1款総務費については、それぞれ不用額を減額しております。続きまして11ページをお開きください。第2款保険給付費第1項第1目一般被保険者療養給付費を、5,800万円減額しております。続きまして、同款第2項第1目一般被保険者高額療養費を、1,327万8,000円減額しております。

12ページをお開きください。第2款第4項第1目出産育児一時金を、252万円減額しております。令和2年度で4件分の支出となる見込みです。13ページをお開きください。第6款第2項第1目の特定健康診査等事業費で、621万4,000円減額しております。続いて14ページをお開きください。第10款予備費につきましては収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただきまして御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第21号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

て

○議長（後藤三治君） 日程第17、議案第21号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第21号で提案いたしました、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から372万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,442万6,000円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款第1項後期高齢者医療保険料について、広域連合から示されました3月末日までの納付見込み額により、総額で244万1,000円減額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算の保険料と同額に広域連合から示されました見込み額により、244万1,000円を減額しております。第3款第1項第1目健康診査費につきましては、健康診査及び歯科口腔検診業務委託料について不用額を減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について概要を御説明いたしましたが、御審議の上御承認いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（後藤三治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第18 議案第22号 令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君） 日程第18、議案第22号、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君） 議案第22号で提案いたしました、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から1,249万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,090万7,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正で3項目を追加しております。これら全ての項目については、令和3年度の1年分の限度額を計上したものです。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第3款第2項第1目調整交付金につきまして、実績見込みにより254万8,000円減額しております。また、同款项第3目地域支援事業交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護予防事業等の事業費減として、169万1,000円を減額しております。

8ページをお開きください。第4款第1項第1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳の医療保険分の実績見込みにより508万7,000円を減額し、第2目地域支援事業支援交付金で102万3,000円を減額しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。10ページをお開きください。第2款第1項第1目介護サービス等諸費につきましては、高額介護及び住宅改修等の介護サービスに係る給付費の実績見込みにより、726万円を減額しております。

11ページをお開きください。第2款第2項第1目介護予防サービス諸費につきましては300万円を減額いたしまして、次の第5款第1項第1目介護予防生活支援サービス事業費の第12節委託料で、233万4,000円減額しております。

続きまして12ページをお開きください。第6款第1項第1目介護給付費準備基金積立金につきましては、1,000万1,000円を基金積立金として計上しております。第8款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしました。御審議の上御了承いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第22号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第23号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第19、議案第23号、令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長（荒牧久君）議案第23号で御提案いたしました、令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算のみで予算調整を行っており、その主なものとしましては一般管理費の補正を計上しております。6ページをお開きください。第1款水道費の一般管理費におきましては、10節の光熱水費につきまして、本年1月までの実績を基に170万円減額しております。修繕料につきましては、1月、2月の寒波により緊急修繕が多発いたしました関係で、本来計画しておりました芝原配水池のポンプ修繕に予算の支障を来すため、210万円を計上しております。

委託料では、メーター検針委託、前原水源地の設計業務委託の入札残による減額でございます。工事請負費につきましても、前原水源の工事請負費の入札残による減額でございます。公課費の42万1,000円につきましては、消費税の計算による増額を計上しております。予備費におきましては予算調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算につきまして御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第23号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第24号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（後藤三治君）日程第20、議案第24号、令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長（荒牧久君）議案第24号で御提案いたしました、令和2年度高森町農業用水

供給事業特別会計補正予算第4号について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出予算のみで予算調整を行っており、その主なものとしましては管理費を計上しております。6ページをお開きください。10節需用費につきましては、461万8,000円と大幅な減額をしております。これは、水利組合の皆様方の節水に対する御協力と、水道係のこまめな水量調整の結果が顕著に表れたものとなっております。2款予備費におきましては、増額により予算調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算につきまして御説明いたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第24号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第25号 令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算
について

○議長（後藤三治君）日程第21、議案第25号、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長（今吉輝子さん）議案第25号で御提案いたしました、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算第2号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

1ページをお開きください。今回の予算は、第1条で既定の予算から歳入歳出それぞれ94万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5,360万円と

するものでございます。

6 ページをお開きください。歳入予算につきまして御説明申し上げます。第1款財産収入第1目利子及び配当金につきまして、実績により自治体基金利子を3万6,000円減額いたしました。第2款繰入金につきまして、基金繰入金として鉄道軌道安全輸送設備等設備事業分の国及び県補助金確定により、91万3,000円を減額いたしました。

続きまして、7ページ歳出予算につきまして御説明申し上げます。第1款事業費第1目鉄道経営対策事業費18節負担金補助及び交付金につきましては、基金繰入補助金として91万3,000円を減額しております。内容の主なものにつきましては、枕木交換などの実績によるものです。24節積立金、3万6,000円減額いたしました。これは、自治体基金利子の確定によるものです。

以上、今回御提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第25号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第26号 令和3年度高森町一般会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第22、議案第26号、令和3年度高森町一般会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第26号で御提案いたしました、令和3年度高森町一般会計予算について御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。今回提案しております歳入歳出予算の総額は、53億2,400万円となっております。

7 ページをお開きください。第2表債務負担行為につきましては、複数年にかけて歳出が見込まれるものについて期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして8 ページをお開きください。第3表地方債につきましては、令和3年度に実施予定の各事業につきまして、起債限度額を2億5,860万円に設定いたしました。借り入れの主な理由といたしましては、道路事業、河川事業関係の経費に係るものになります。

続いて予算の概要について御説明を申し上げます。今回当初予算ですので、予算書とは別に当初予算概要書と、主な事業について取りまとめた別紙、さらに今回はふるさと納税を活用して実施する事業に特化した、ふるさと納税の別紙もお配りをいたしました。時間の都合上割愛させていただくところもありますが、概要書の主な部分について御説明をいたします。

まずは、当初予算の編成にあたってをお開きください。本町の財政状況は、財政調整基金が約15億円になるなど、近年比較的に安定している状態でございます。しかしながら、これまで減少を続けていた公債費は、情報通信基盤整備事業、光ブロードバンドや災害復旧などの地方債元金償還が本格化することから、今後は増加に転じていくこととなります。その他、南阿蘇鉄道の上下分離やJR豊肥線への直接乗り入れにかかる経費など、今後も多くの費用が発生することが現時点では見込まれております。

また、新型コロナウイルス感染症の継続的な予防対策や、その他の災害等にも迅速にスピード感を持って対応するため、各施策に必要なものもでございます。そのため、現在までもそうでしたが、さらにより一層に国や県の補助事業に高森町の政策をリンクさせて、一般財源の効果的な活用を考慮しながら予算編成にあたりました。

また、コロナウイルス感染症後がまだ不明ではございますが、税収減という状況を考えまして、さらなるふるさと納税制度の活用や通常の税及び料の適正な徴収により、高森町の自主財源を確保することで、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるように予算編成を行いました。その結果、令和2年度と比較いたしまして、当初予算

として2億2,000万円の増額となっておりますが、全額国から特別交付税としていただける地域おこし協力隊や集落支援員の増加による予算規模の増加や、ふるさと納税事業が主な要因として挙げられます。

続きまして、番号5番の町債残高の推移をご覧ください。この表は、100パーセントいただける臨時財政対策債は除いた町債の残高となっております。この残高につきましては、町道整備事業や国で定められましたデジタル防災無線の整備により、私が就任した平成23年以降横ばいをずっと続けてきた残高が、今後増加に転じるようになっております。

このグラフを含む現在公表している町債の残高の数値は、決算により算出しております。ですので、ここは交付税措置される額も含まれており、そういった後々に町にかえてくる額を差し引くと、実質的な高森町の町債残高は約10億円ということになりますので申し添えておきます。引き続き町債の残高に注意をしつつ、交付税措置の大きな有利な地方債を貴重な財源として捉え、効果的に活用をしまいたいというふうに考えております。

続きまして、6番の財政調整基金残高の推移をご覧ください。これは町の貯金にもあたります。財政調整基金は、平成27年度末に基金残高は過去最高額となりました。その後、熊本地震や経常的経費の増加に伴い若干減少傾向にありましたが、令和元年度からはさらに増加の傾向にあります。今後も、突発的な災害対応としてお金を使わなければいけないことが、これはあってはいけないことですが考えられますので、一定額は確保しつつ将来を見据えながら有効に活用する必要がございます。

続きまして、7番の引き上げ分の地方消費税充当経費をお開きください。御承知のように、消費税が引き上げられた際の増額分3%においては、各自治体の社会保障施策の財源に充てることとなされております。令和3年度当初予算では、引き上げ分の地方消費税交付金を6,000万と見込んでおりまして、赤字で囲んだ形で充当予定としております。

続きまして、8番入湯税の用途状況についてご覧ください。入湯税につきましても、環境衛生施設並びに観光の振興等に要する費用に充てる目的税でございますので、その趣旨を踏まえ、具体的事業費への充当について明確にすることとされています。既

に、年2回作成している財政事情において公表は行っておりますが、高森町は平成29年度から当初予算の概要書においても公表いたしております。具体的には、この下に作成しております表のとおり観光費に充当することとしております。

続きまして、高森町一般会計当初予算概要書の別紙から抜粋して御説明を申し上げます。番号1番のエンタメ業界と連携したまちづくり事業ですが、これは事業費が2,531万、補助額が2,531万、一般財源0円でございます。特に、議会の議員の皆様から後押しをいただいています、エンタメ業界との連携したこのまちづくり事業という中で、高森町としては風鎮祭の歴史並びに風鎮太鼓の歴史を持っている町でございます。しかし、近年は太鼓の叩き手さんの高齢化、もしくは今までの継続するところの若手へのつなぎ継続というところがなかなか出来ておりませんでした。

ですので、最近高森町のイベント等においてもお披露目するチャンスがあまりなかった。平成10年ぐらいまではたくさんあったわけですが、それ以降が止まっているわけでございます。ぜひ、096K熊本歌劇団22名の女性のプロの歌劇団の方が風鎮太鼓を復活させていただいて、町はおろか県も飛び越えて国の認可をいただけるような、そのような地域おこしをやっていただきたいというのが、まずは大きなことではないかなというふうに思っております。

それと、今後漫画指導、漫画を描くのが指導ではありませんで、小学生、中学生に絵コンテを教えると。この絵コンテ及び漫画を教えることによって、これは将来の仕事の幅が1とするなら10は広がるのではないかなというふうに思っております。ですので、そういうところを出来るのはやはり編集会社であるコアミックスさんですので、今回一般財源を使わず全額補助ということでございますので、ここはしっかりやらせていただきたいというふうに思っております。

その他2番、3番、4番、5番、6、7、8、9は特にコンビニ交付サービス事業に関しては、先ほどの午前中の議会でも質疑が出たところでございます。

そして、金額的に大きくはないんですが、マイナンバーカード取得の推進事業補助金を3,418万円、100パーセント国からいただける臨時交付金で、一般財源は高森町が出すところはありません。これは、マイナンバーを活用した事業が、今後多くこれからの時代は展開されることが決まっております。生活環境が便利なものに

なってはきてるんですが、高森町は県内での取得率が大変悪い方の自治体でございます。現在がそうでございます。人口に対する交付率が16.1パーセント、県の平均が24.3パーセントでございます。

それに伴い、服部副町長の方から取得率を向上させ社会保障の公平性の実現に取り組むというところを、副町長からのアドバイスもございまして今回この事業を計上したわけでございます。カード取得者に対して5,000円を給付すると。マイナポイントも国から5,000円ですが、高森町は単独で5,000円を給付するということでございます。また、対象者につきましてはそこに記載しているとおりでございますが、何か質問等があれば担当の課によりしくお願いしたいと思います。

その次の、学校教育環境の強化、これは新型コロナウイルス感染症防止のためスクールバスと電子黒板を購入しますということで、国の臨時交付金が全額これにあたりますので、2,955万円ですが一般財源はゼロでございます。

バスを約2台分、それと電子黒板を当町は全国でも1番早く導入しておりまして、今切り替えの時期に来ておりますので、これを切り替えさせていただくという事業でございます。コロナ禍の中でも、家にいようが学校からだろうが、何も変わることなく授業が出来る高森町の教育環境の実現の基本的なところでございますので、御賛同の方をよろしくお願いしたいというふうに思います。町道維持・新設改良、河川に関しましても、御質疑があればどうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ふるさと納税活用事業でございます。令和2年度は、やはり広報も含めて全国各地の民間企業等の営業も一生懸命行いまして、約8億3,374万円1月末の時点でふるさと納税を稼ぐことが出来ました。そして、その中から今回活用させていただくということでございます。

大事なことは、これは町民の負担がゼロになるということと、町の一般会計ではございますが、町民さんからの税金や法人税を使わなくて事業が出来るということです。しかしながら、一方ではやはり用途は限定される場合もありますし、納税者の方の思いやこれに使ってくださいというところの要望がございますので、それに関しては全て守らせていただいております。

まず、1番の町営学生寮整備事業、これは町の直営の学生寮を整備するという目的

でございます。町内にある旧高森高校学生寮の土地及び建物を購入、改修し、町が運営する学生寮を新たに整備する事業でございます。先般の県議会で、県立高森高校へのマンガ科の設置について議員さんから一般質問がございました。県議会の県教育長の答弁も、大変前向きなことではございました。

このマンガ科等が出来れば、全国の公立高校でマンガ科があるところではございません。なぜ出来ないか。それは簡単でございます、入り口がないんです。当町は、東京の有名な出版会社のコアミックスさんが進出されておりますので、この入り口の環境整備が出来るというところで。

今後、いろいろな状況もあると思いますが、例えば令和3年度の県立高森高校への入学者数の予定数は、大変少なくなってきておるとお思います。ですので、やはり地域になくってはならない県立高校であり、町の中にあるあえて言うなら高森町の高校であるという位置づけのもと、町立の学生寮の整備が必要というふうに思っておるところでございます。

また、当然これは、現在県外から多くの生徒たちが剣道及びスポーツを学びたいということで高森中学校に来ております。現在のこの世の中、きちっとしたやはり環境のもと学んでほしいというふうに思っております。町が経営する学生寮の方が、より安心安全に繋がっていくのではないかとこのように思いますし、第2のふるさと高森町が生涯にわたって、子どもたちにしっかりそこが位置づけられて大人になって帰ってくる。そして、もしくは町に寄与していただく可能性もあるのではないかとこのように考えております。事業費が1,605万円で、ふるさと応援基金を全額使いますので町の負担はございません。

続きまして、南阿蘇鉄道高森駅再開発工事でございます。番号5番でございます。南阿蘇鉄道駅周辺整備計画でございます。これに関しても、議会とお約束しました6億6,000万円をきちっと守るためには、やはり追加の分もいろんな工事が出てきます。ですので、そういうものも含めて町民の負担を可能な限りゼロにもっていくということで、ふるさと応援基金を活用させていただきたいというふうに思います。

もう1点が次の6番、企業版ふるさと納税ビジネスコンサルティング。これに関しては、これは何かなと思われる議員さんもいらっしゃると思いますが、企業版ふるさと

と納税という制度を今年高森町は活用が出来まして、2箇所の観光交流施設、つまり公民館に似た形の観光交流施設が地区に出来ます。しかし、この企業版ふるさと納税は令和6年までの制度でございます。もう残りが少なくなるわけでございます、現在非常に高森町は、ここは落ち着いてやるべきだと思います。

株式会社コアミックスさんが高森に進出されたということで、全国でも考えられないようなメジャーな企業や非常に成長してる若手のベンチャー企業から、何でコアミックスが高森町というよりもここに進出してるんだろろうという問い合わせが非常に多いです。そういう中で、役場の職員さんはやはり公務員さんですので、なかなかマッチング出来ないところがございます。この企業版ふるさと納税のコンサルティングをやっていただけるような会社及び人、もしくはそこに地域おこし協力隊があてられないかと、そういう企業等を公募して来ていただけないかという事業でございます。

まだ何も決まっておられませんし、果たして来てくれるかどうか分かりません。しかしながら、地域おこし協力隊に関しては議会の承認がないと募集も出来ませんので、ここで御提案をさせていただきたいというふうに思います。特に、今はワーケーションという言葉がありますので皆さん御存じですけど。大事なことは、いろんな企業の方が本社にいないくて、東京・大阪にいないくて、1週間は伊豆、1週間は四国、1週間は九州というようなところで仕事をされる世の中にどんどん変わっていています。

そういう中で、いろんな企業の非常に優秀なクリエイターの方が例えば阿蘇に来られて、高森にそういう施設があればそこに泊まれる、そこで仕事なされる、違う会社の方が来られる。ここの横のマッチングが出来れば、新たな事業が生まれていきますし、そのマッチングを地域おこし協力隊の方が出来る人材がもしいらっしゃるとするならば、相当夢のあるような事業や広がりが出ていくのではないかというふうに思っております。

続きまして、あとはずっと毎年同じですが、14番のフードロス促進・乾燥野菜プロジェクト事業ですね。事業費が1,500万円ですが、これはふるさと納税で約2,000万円いただきまして、事業というよりも利用の指定、これに使ってほしいという納税者の方の意思がございまして、フードロス促進・乾燥野菜プロジェクト事業を立ち上げた次第でございます。

これは、町として何が今後展開出来るかと言いますと、高森町でこの事業が始まって九州及び全国に広がる可能性があるということと、町がお金を使うことはないということ。それと、何といたってもこのフードロスや子どもの貧困、もしくはSDGsというのは2050年度代ぐらいまでのいろんな目標になっておりますので、高森町もフードロス促進にはやはり事業化をしていくべきだと。

しかしながら、一般財源になりますとなかなか実際の事業が出来ませんので、このように企業が指定をしてのふるさと納税をしていただいた場合、個人がしていただいた場合にはその事業に使いたいと思います。現在、JA阿蘇のかなり強い協力をいただいております、そのうちに高森町の手は離れていくのではないかなというふうに私自身は予想しているところでございます。

続きまして、農地バンク利用促進事業補助金や町民農園事業、16番、17番ですね。18番そして19番は、過去の議会でも議員さんの方から要望、また議員要望も上がっておりますので事業化をさせていただきました。しかし、通年ではなくて、一般財源でいきなりモデル事業をやるとするのは、やはり町民さんの理解というのがなかなか取れないところもあるかと思います。ですので、まずはふるさと応援寄附金で、地域の魅力というところで応援していただいた方の寄附金を、こういう農業事業に使ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、熊本市・高森町による水源涵養林作業道の道路工事を20番に掲げております。これは、平成17年に熊本市と締結をいたしております水源涵養林森林整備協定に基づき、熊本市が色見山鳥地区に造林した水源涵養林の作業道において、平成23年以降もそうでございます。17年以降も、度重なる豪雨だったり小さい災害によって路面自体が決壊したり、もしくは路肩の危険度が高い形で通行に支障を来しているということで、平成17年からの課題の1つでございました。

そして、この協定があるわけでございますが、お互い甲も乙も協議をするというふうになっておりますので、大西一史熊本市長と直接お話をさせていただきまして、今回事業化をするものでございます。未舗装作業道のコンクリート舗装で、延長が約2キロ、事業費は2,800万円で、半分の1,400万円を熊本市、半分の1,400万円を高森町で、高森町はふるさと応援寄附金事業で行いたいというふうに考えて

おります。このことによって、作業道が災害から守られるということもありますが、何はともあれ水源涵養林、当初の目的を達成出来る道路が完成するというふうに思っております。

そして、これは私の個人的私見になりますが、ここの作業道の1番上の部分ですね。星が見えるいろんな有名な施設もございますが、そこよりも鍋の平キャンプ場が肉眼では近くに見えますが、ここの1番上はもっときれいに見える場所だと思います。将来、私たちの次の世代、この世代も含めてそうでございますが、地域の方が自分たちの地域の責任によってそういう1番上の場所を観光地化したい、もしくは明るくしたいという要望があれば、町としては応援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、21番のふるさと市街地街路灯改修事業補助金です。これは、私の1期目の25年度に緊急経済対策で整備した街路灯を更新させていただきます。現在、今年で8年目でございます。大体、10年間LEDは持ちますが、この形が実はLEDの超初期型でございます。高森町のものは故障もせず約8年本当に稼働していただいているところでございます。ただし、この当時のものは角度を変えられない、もしくはポールの上が全部交換する形になっております。これ自体を交換すると多額の費用になりますので、今回違う形の交換を提案させていただきたいと思っております。3,200万円ですが、ふるさと応援寄附金でやりますので町の負担はございません。

しかしながら、同時に防災公園の街路灯も追加で整備をしたいと思っております。これは、町民の方からのリクエストがよく来ておりますが、公園の中を歩きたい、公園の周りを歩きたいと。ただし、街路灯の暗いものしか付いてないので、出来れば足元を明るくしていただきたいということで、防災公園の目的である防災の避難場所及び防災への到着というところに、支障を加えない形の街路灯を設置していきたいというふうに考えております。また、今回の街路灯になることによって、今までの電気代よりもまたさらに大幅に下がることが予想されているところでございます。

続きまして24番です。誇り・夢・元気創造プロジェクト助成金、これは高森の部活動もしくは高SPOのクラブ活動で、これが実質上3回目ぐらいになる助成金だと思います。全て今までもふるさと納税で稼いだお金でやってきましたが、やはり年々

高SPO所属の競技の方からいろんな要望が出たり、もしくは中学校、小学校、東学園からも多くの要望が出ております。

通常では、なかなか備品というのは導入が出来ないと思いますし、やはり難しいのではないかと思います。やっぱりこういう誇り・夢・元気創造プロジェクトというところがふるさと納税でも謳っておりますので、将来の世代への投資というところでしっかりここは負担していきたいというふうに考えております。

また、今回26番に大阿蘇絵画展補助事業を掲載いたしました。今年で30回目の節目を迎えます。今回の記念大会の受賞作品は、熊本パレアホールに展示したいというふうに考えております。先々代の時代からこの大阿蘇絵画展続いてきております。ですので、通常の補助金とプラスして、今回ふるさと応援寄附金でバックアップしてまいりたいというふうに考えております。

28番まで以上御説明をさせていただきました。御質問等があれば、各担当来ておりますので御質問していただき、御審議の上何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤三治君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君） 2番、津留です。

農林政策課長にお伺いします。ふるさと納税活用事業概要書の14番、フードロス促進・乾燥野菜プロジェクト事業なんですが、この乾燥野菜プロジェクト事業のもうちょっと詳しく概要を聞かせていただきたいです。例えば、生産者が加工までやって製品を出荷して所得にするのか。それとも、どこかの食品メーカーと提携してそういった事業を行っていくのかが1点。

もう1点は新規作物導入の件です。御承知のとおり、少子高齢化で後継ぎがないという農家がほとんどでございますので、高齢者でも継続していける農作物など、ある程度見通しが立っている品目があれば紹介いただきたいと思います。以上2点お願いします。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君） 2番、津留智幸議員からの御質問にお答えいたします。

まず、全体の大枠の部分を若干説明させていただきたいと思います。そもそもこのマッチングにつきましては、肥後銀行さんの方が地域発展への貢献のために優良企業のマッチングをされております。行政とのですね。その中で出てきた話でございます、先ほど町長の説明の中にございましたとおり、2,000万円を個人の方からいただきまして用途が明確にされてます。その上での事業展開という形になります。

お尋ねのシステムの部分でございますけども、現時点で分かっている範囲でお話をさせていただきます。町有の公共用地、もう施設として使っていない部分もしくはJAさんの古い施設、そこらあたりで絞り込みを行いまして、会社側が加工施設をつくってJAさんとマッチングしてるというのは、結局そこで集荷をさせてそちら側に運ぶという形を取りたいというふうに、現時点ではそういう話で進んでおります。

それと、もう1点の新規作物ですが、これは私どもも非常に危惧している部分で、議員がおっしゃいますように後継者不足、高齢化、そういった諸々のものが課題としてございます。その部分は12月の議会で答弁しましたとおり、新規参入なりそういったもの、その法人なりそういったものに積極的に働きかけることで、少しでも解消していきたいというふうには考えております。議員言われましたとおり、高齢者でも出来るような軽量野菜、要するに葉物など力の要らない野菜、そういったものも今後において新規作物という中で見つけていきたいというふうには思っております。

ただ、目の前は先ほど町長の説明にありましたとおり、目的はフードロス、今1番わかりやすいもので言いますと、トマトなど要するに劣化したものだったり熟れ過ぎたものがあったり、そういったものを捨てられております。ですので、そういった感じのものを拾い上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君）2番、津留智幸君。

○2番（津留智幸君）ありがとうございます。

後藤課長は、若い時野菜試験場で研究を積み重ねられて幅広い見識をお持ちだと思えます。ぜひ期待しておりますので、そういった集落支援にも繋がってまいりますので本領発揮させていただければ助かると思えます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）6番、芹口です。

有害鳥獣対策関係についてお尋ねしたいと思います。令和2年度の捕獲実績等について、1つお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう1点は、高森・竹田・高千穂地域の鳥獣防止広域対策協議会負担金100万円計上してございますけれども、3町村合わせますと300万円にもなりますので、この協議会の活動状況なり分かればお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）6番、芹口議員の御質問にお答えいたします。

まず、令和2年度の有害鳥獣の捕獲頭数でございますけれども、イノシシの成獣が532頭。次に、イノシシの幼獣ウリボウでございますけれども、これが8頭。シカが1,611頭です。これに係ります経費が、合計で3,273万9,000円になります。

続きまして、3県合同の協議会に100万円を繰り出しておりますけれども、そちらの方を若干説明させていただきたいと思います。これにつきましては、平成19年度からモデル地区として協議会が設置されております。高森側の基本的な地区としましては、野尻、草部地区を基本的にはずっとやってきております。例年、12月に中山間地区の取組事業や多面の事業がございますので、その代表者の方に御案内を申し上げまして、務めたいという方々にお声掛けをしております。

事業活動の主なものとしましては、罟の購入、箱罟でありましたりくくり罟でありましたり、それとワイヤーメッシュですね。1メートル真四角の針金よりちょっと大きいぐらいで作ってあるものの購入、狩猟免許の補助、それともう1つは捕獲隊への研修の補助、以上が活動の主なものになります。特に、ワイヤーメッシュがメインになっておりますけれども、令和2年度におきましては野尻の水上地区と上津留地区が実施をなされております。御質問の部分につきましては以上でございます。

○議長（後藤三治君）6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）芹口です。

捕獲頭数につきましては、イノシシが532頭ですか。シカになりますと、1,611頭というかなりの頭数が上がっておりますし、また補助につきましても3,273万9,000円ということでございます。令和3年度予算を見ますと、461万6,

000円ということで大幅に減額になっておりますけれども、今後必要であればまた補正ということで考えていいのか伺いたいというふうに思います。

それからもう1点は、鳥獣被害というのは熊本県下各市町村それぞれ大きな問題でございまして、熊本県が補助金等流す場合でも、どういった市町村に対して対策の要望、指針方法などが示されておれば、どのようなものかについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（後藤三治君） 農林政策課長、後藤一寛君。自席からお願いします。

○農林政策課長（後藤一寛君） 自席から失礼いたします。

当初予算で上げておりますのは、おっしゃるとおり国の決定がございまして、指令前着工がこの事業自体できなくなっております。したがって、おっしゃるとおり補正をまた後々に出させていただく形になろうかと思っております。

それと、もう1点の県下全部の課題でございまして、県としましては予算を当初に組んだだけで、それ以上補正をして増額してくるという姿勢は一切見せてもらっていません。と言いますが、1つは全国的な発生状況を見まして国の方が増額の傾向にございまして、現状で言いますとイノシシとシカに対しまして、国が1頭当たり7,000円の補助を付けております。それに対しまして、頭数がかなりいるということで国の方が上乗せを今計画しております。ですので、県としてはその間に立って動けないというのが現状のようでございます。

国の今回の予算のポイントとしましては、ポイント制を導入する形となっております。例えば、鳥獣被害を軽減していくための計画というのが5箇年で立てられておきまして、それぞれの目標の数値がございまして、その数値から30パーセント減少させればポイントを付与するよという形。

それともう1つ。先ほどお話がありました解体施設、そういったものを持っている町村にはさらにポイントを付与するよというような、そういった各種の条件をポイントとして加算させて、優先順位をつけていくという形がとられているようでございます。今後においてまだ流動的でございますので、それについては随時注意深く見ていきながら対応していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 6番、芹口誓彰君。

○6番（芹口誓彰君）6番、芹口です

いずれにしましても、やはりこの鳥獣被害というのは、農作物はもちろんでございますけれども林業被害もあります。また、動植物の生態系にも大きな影響を及ぼすというようなこともございますので、どうか今後も国、県と連携しながらしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）1番、後藤です。

個別のことについては、私は質問ないのですけれども、一般会計当初予算の概要書から質問をさせていただきたいかと思えます。

まず、概要書の4番、一般会計の歳出についてですけれども、ここは例えばその義務的経費、いわゆる人件費、公債費、扶助費という形で上がってます。これは、昨年度もたしか約41パーセント、40.91パーセントでしたかね。総予算に占める割合が。この度も41.6パーセントということで、昨年準じてある程度作られているのかなと思います。

若干ながら人件費が増加傾向にあるのかなというところをまず見た上で、予算書の135ページになるんですけども、いわゆる地方債について質問したいと思います。先ほど、義務的経費の中で公債費というものが上がってきたかと思えます。公債費は、いわゆる起債に関わる返済にかかってくるものという認識をしております。この度の調書によりますと、償還される額が4億9,000万円ということで上がってきています。借り入れの現在の見込みですけれども、2億9,600万円ということで、このままでいけば起債は減るというような形になろうかとは思っています。

あくまでここは最初の今の段階であって、これからという部分については、まだ分からない部分があるのかなというところを踏まえた上で町長にお尋ねしたいんですけども。昨年度も、例えば町債の残高の推移、臨財債除くというところのページがあって、令和元年の末の見込みは約30億で書かれておりました。実際は32億、2億分ぐらいプラスになっていると。

財政調整基金ですけれども、これは見込みより増えてるという、これは増えてる方で良い方なんですけれども。当然町債については、借り入れが増えているという観点か

らはなるべくここは抑えていかなければ、結局は公債費比率が上がっていくというような財政状況になる中で、この度こういう形で上げてらっしゃるところもある。

1つふるさと納税の先ほど説明の中で、高森駅再開発工事は事業費が7,500万円あります。補助額が3,000万円、これは社会資本整備総合事業で。その中で、4,500万円がふるさと納税で対応すると。普通であれば、おそらく7,500万円の総事業費の中で3,000万円は補助金を使って、残りの4,500万円に起債を充ててというような事業になってるのかなと思うんですけども。多分、これからはこういう使い方もあるでしょうけども、やはりその起債という部分についてどのようにこれから今期考えていくのかというところを、町長の考えをお尋ねしたく質問しました。以上です。

○議長（後藤三治君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 後藤議員の御質問にお答えいたします。

通常であれば、当初予算の編成方針でも述べましたように、有利な財源として起債を、その中でも特に有利なものを使っていくというのが高森町の指針です。その中で、ふるさと納税を駅前開発事業に使うというところに関しましては、やはり町の中で今回一番大きな事業でございます。私が就任して11年目になりますが、後世に私たちの次の世代に、あの時にどういう財源でどうだったかというところをきちっと残したいなと思います。

温泉館が建てられたり、体育館が建てられたり、いろんなハード事業を当然これはバブルの頃だったりその前の昭和の景気が良い時は、高森町だけではなくていろんな自治体同じことやってきました。現在、それから30年経って、当時の資料もしくは当時の方の証言やいろんなところを加味しますと、結果的にその時の方向の指針というものがバシッと出てなくて、きちっとAさんもBさんもCさんもDさんも同じ答えではないんですね。

私、3期12年させていただく中で一番大きなハード事業に、歴史上残る建物の事業になると思います。ですので、出来るだけ町民の方にも利用していただきたい。後世にあの時の借金を今払ってるではなくて、今日の前で努力出来て、例えば新しく出来た企業版ふるさと納税という制度があるならば、その中で稼いでお金をそこに充て

ていって起債を使わない。

このことが後世に誇れるまちづくり、そして誇れる1つがやはりみんなで仲良くここに生まれ育ってよかったというような、そういう意味がない言い合いをやらなくてもいいようなまちづくりをするための1つの事例として、企業版ふるさと納税という制度がありますので、そこで稼いだお金もしくはふるさと納税で稼いだお金で、そこを対応していきたいというふうに思っております。ですので、可能な限り町民の方の負担がゼロに近いような駅前再開発計画を目指すというところで、今回上げさせていただきます。

他の事業に関しましては、常に言ってますように国の補助金、それがなければ県の補助金をとってきて、残りの分を有利な起債の中でも特に有利な起債を使っていくというやり方にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤三治君）1番、後藤巖君。

○1番（後藤巖君）答弁ありがとうございました。

やはり、これからの財政ということに関しては、すごく町民も気になるころだと思えます。特に、この度は地方交付税も大体前年度プラスアルファで交付を受けれるようにはなっておりますけども、2年後、3年後となれば当然国も厳しい財政状況の中で、いかに地方の自治体がどのような形でやっぱり動いていくか。

それが、町長も含め職員の方々が、先ほど町長も言いましたけどもまず補助金を使う、その補助裏の方を出来る限り有利な起債を組んでやっていく。起債は、当然世代間の公正な負担を求めるところで、きちっと町民に理解のある事業にしたてていく、そこを皆さんに感じていただきたいと思えます。この度の予算編成については、これで質問を終わります。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

非常に多岐に渡る予算編成で、職員の方たちも大変苦労されたなと思っております。私も、8年間の休養生活が終わって6年目がやがて終わろうとしております。その6年目の当初から町長と一緒に、町長のいろいろな財政運営について見させていただきました。いろいろ負の財産も高森町残っておりますが、私は平成3年から議員をし

ておりましたので、箱物の建設についてもそれぞれ関わってきております。財政運営も見てきております。3人目の町長でございます。

見させていただいた中で、予算の額については非常に膨れてきておるわけですが、ただ予算が膨れてきておるとい理由が、非常にここ近年災害が多い。平成28年の熊本地震であったり今回のコロナであったり、非常に想定外のことが起きるといことで大変今後どうなるんだろうなという危機感を持っております。

その中で私がいつも言っておるのは、やっぱり1番議員あたりもいつも財政のことを言ってるんですが、やっぱり財政調整基金という町自体のへそくりをいかに持つておるか。要するに、予算の幅を、お財布の中にある使えるお金の幅を、なるべく柔軟性持たせたようなものを持つておこうというのが当初から私も考えておりました。町長の場合は、自分でも言われているとおりにスピード感を持つてと、もう本当にタイミングよくというふうな形で経済人の感覚でやられておるといこと、これは非常に歓迎をしていくし今後も期待しておるわけですが。

ただ、問題は非常に多岐にわたるといことで、一般会計の予算だけ、国から来る交付税や国の補助金、県の補助金だけでやる事業であれば、いろいろと条件等がありますからクリアするためにみんなの知恵を絞って、いろいろと事業を町民の福祉向上のために生活改善のためにやっていかなければならないと思います。それにも増して、今度はふるさと納税で集まったお金を町民のために、また町長の政策集マニフェストを達成させるために使っていくといことで、通常他町村の行財政の組み立てからすれば、職員あたりにはそれよりも3割、4割は仕事の量が多いのではないかなと私は思っております。

町長が、2年前に作成されたマニフェストや政策集、私も日頃から言っているとおり人生は1度しかないし後戻りも出来ないから、どんどん前に行きたいという欲望もありますし気持ちもあるんですが。しかしながら、やはりコロナ禍の中において、令和2年度も当初は51億で予算は組んでございましたが、今回の補正予算での減額であります予算額を見ると70億を超えているわけですね。令和2年度の予算は。

ですから、当初計画を立てた予算よりも、大幅にこういうふうな事情が出てくると増えてしまう。増えるといことは、職員の仕事も増えるといこと。といことは、

通常のサービスをしながら、職員はそういうふうな臨時的・緊急的な事業に対しても頭を使っていかなければならないし、体も動かしていかなければならなかったということであると思います。特に、令和2年度はそういうことで、大変な目に職員も住民の皆さんたちもあっておると私は思います。今回は当初予算でも53億円ですから、前年度の当初予算と比べれば2億2,000万円。しかしながら、そういうふうな比例配分で見えていったときに、また何かあったら一気に太ってしまうんですね。

町長の方に確認なんですけど、時には立ち止まって職員の仕事の状況、またいろんな悩み等についてもお聞きになっておるのか。昔はあったんですが、職員のサービス残業が非常に多い。帰らないで、6時過ぎても堂々と電気付けて仕事してる管理職がいると下の職員は帰りませんから。帰れないんですよ。だから、ついついやってしまうという負担が来るんです。そういうわけで、当初予算を作るに当たってそういうことも十分考慮された、また考慮しようと思っておるのかということをもまず町長の方にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤三治君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番、佐伯議員の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、ちょうど中間期ですので立ち止まる時でもありますし、やはり予算が補助を持ってくるとどんどん大きくなっていきます。そういうところは立ち止まるべきだと思いますが、1番立ち止まらなくてじゃんじゃん行けと言われてたのも議員でございますので、そこも1つお伝え出来ればというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、1番大事なことは、今ここで議会が行われてる中も一般の職員さん及び地域おこし協力隊の皆さん、臨時の方だったり、下でもしくはこの同じ階で働かれておるわけでございますので、当然災害があればいろいろ大変でございます。またいろんな仕事も増えます。大事なことは、昔の感覚とは違うので、意識改革をしっかりとやりながら仕事のやり方というところの見直し、そういうところをやっていかなければいけないかなと思います。

特に、人事評価制度を導入いたしまして数年経ちます。私が目指す人事評価制度は、若い職員さんがこの課長さん、局長さんに評価してもらって嬉しいなど、納得出来る

などと思われるような管理職に育っていただきたい、もしくは執行部でありたいというところがございます。現在、そういうところを東総務課長と服部副町長にしっかりやっていたいただいておりますので、せっきやくの場ですので副町長からか総務課長から御答弁させていただきますと思います。

○議長（後藤三治君） 総務課長、東幸祐君。

○総務課長（東幸祐君） 御指名でございますので、一言答弁させていただきます。

今、職員の定数は97名でございます。御承知のように、令和2年度から会計年度任用職員が新たに創設されまして、本年度の予定としましては約108名の予算を計上しております。非正規職員でございますので、その身分を保障する上で大分前の非常勤と比べまして改善されているところがございます。その分の人件費は若干上がっている部分ありますが、総勢200名でやっておりますので、出来るだけ残業がないように取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤三治君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯です。

概要書を見て非常に事業が多いわけで、一般会計の概要書でもふるさと納税活用事業でも非常に多いわけです。それ以外に、義務的な経費費用と補助金や助成金など今までずっとやってきた事業等も含めて、これは本当に皆さんのそこまで関心が及ばない範囲までぐらいいってるんですよ。

しかしながら、その予算を積み上げるためには、やはりちゃんと理由をつけて計算をして財源を引っ張り出して、査定を受けて出さなければいけないわけですね。ですから、今回こういうふうに予算書では出ているんですけども、出すまでの間の苦労を考えると、一般業務をしながらこれを作り上げてきたという苦労には私たちが簡単に終わらせていいものかと。だから質問するんですが、この質問がまたいいものかというふうに考えながら言わせていただいております。

総務課長、副町長、いつも庁舎内皆さんが見えるところにいらっしゃいます。ですから、やはりこういうふうな事業を展開していく上において、毎回いつも私は職員から皮肉を言われるんですが、いつも来てるから今日もですか明日来ますかと言われることもあるんですが、それを楽しみに今来とるんですが。6時過ぎても電気付けてや

ってるところについては、やっぱりある程度ストレスが溜まらないように、帰っていただけるように指導方をよろしく願いして、こういうふうな良い事業はやっていただきたいと思います。それがこの総体的な私の意見です。

ちょっと中身に入らせていただきます。先ほど町長が述べられました町営学生寮の整備事業、これについて私も若干考えがございました。高森高校の寮は、もう何年も前に一度閉鎖されて老人ホームに使われております。その老人ホームが撤退されて、今度その施設が空いたということでまた寮にということなんですが、当時高森高校の寮を閉鎖したのは町でも何でもありませんね。これは、高森高校が、県があそこは閉めたわけです。閉めたということは、将来的に寮が必要ないと思ってるから閉めたんだろうなというふうに私は解釈します。

そこに、高森町が町営の学生寮をつくるということがどうなのか、それが高校生対象であるならいかなものかと思えます。しかしながら、先ほど説明の中でも言われました中学校の剣道であったり、小学校の剣道であったりと。それが、町外から来られる方たちということであるならば、それはまた利用方法が多岐にわたるから楽しい部分がありますので、予算については十分これで確保できるんでしょうけれども、運用の仕方についてはもう少し煮詰めていただきたいなと思えます。

それに、あと1つ私が贅沢を言うならば、この前も福岡の方で5歳の子どもが餓死をしました。今は、もしかしたら猫や犬の方が自分の子どもを命がけで守っておるのではないかなと思うぐらい、残念なことに人間社会において子育てを放棄したり、子育てを疎かにするということがマスコミで見られます。

その受け皿として、各地方には児童福祉施設があるんですが、その児童福祉施設の存在というものがなかなか、老人ホームや特老あたりはいろんなところにあるからよく見えるんですよ。国の施策でも、介護保険制度があったり高齢者医療制度があったりして非常に厚いからよく見えるんですが、やっぱり子育てを放棄された子どもであったり、自分を育ててくれるはずだった両親が事故などでいなくなったりした子どもたちが、どうやって生活をしてどうやって社会に出ていくかということに対する手助けが、行政的にはちょっと薄いような気がします。

ですから、こういうふうに町営学生寮整備事業というものが、今回町長が考えて提

案されました。私は、出来ることならばやっぱり町営のそういうふうな児童養護施設なるもの、高森町をふるさとに思ってくれるような子どもを新たにこっちに連れてくる、そして高森町から育てていってくれるようにですね。その当時の事業をしてくれた町長のことを、お父さんと言ってくれるような子どもを私たちはここで受けとめて育てていってあげたいなというふうに、発展的にこの事業が出来ないかということをちょっと御提案させていただきたいと思います。

南阿蘇鉄道の駅再開発工事についても町長述べられました。これは以前から私が言ってるんですが、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発事業、あそこにいろんなものを置いていって積み重ねて広場の図を見ていく中において、どうしてもあその入り口にあるタクシー会社の車庫が私はどうも気がかりでなりません。あそこがないならば、もうちょっと前面が広がるような気がするわけですね。ですから、あれについてもう一度御再考いただいて、出来れば駅舎が出来る前に、あその駐車場車庫は本社ビルの前に車庫として移転が出来ないかというお伺いをしていただきたい。それは私の願いです、よろしく願いしておきます。

また、企業版のふるさと納税ビジネスコンサルティングなんですが、非常にどこの自治体もあんまりこれには関心持ってなかったと思うんですね。これは、大変1番早く手出したから、高森町が1番得を得た事業だと私は思います。ただ、注意しないといけないのは、企業は自分たちがリスクを負うような恐れはなるべく回避しようとする。そのリスクを、行政の方に払わせようと思うのではないかなと思う。だからこそ、行政にふるさと納税で納税して、その時にこういうことをやってみたらどうですかとヒントみたいに言って、そして行政がじゃあしましよかとする。しかしながら、非常にリスクが高いとその事業が途中で立ち切れになってしまう可能性があります。

ですから、やっぱりその辺については海千山千ではないんだけど、町も企業版ふるさと納税でやる場合については、企業の注文に対等に渡り合える能力のある人を担当にあげていかないと、本当にその企業が高森町の発展を思ってふるさと納税してくれるのか。それとも、企業が今からこういうことをやりたいと思うんだけど、リスクが高すぎるから企業版ふるさと納税でどこかの自治体に注文をつけて寄附して、そしてそこと一緒にやってなるべくリスクを分散しようという気持ちでやるのではない

かということも、1つやっぱり胸の中にとめてやっていかないと非常に私は危険なリスクもはらんでおるといふふうに思います。

ですので、今申し上げたことについて答弁ができる部分については答弁していただきたいと思いますが、できない部分については今後付託される常任委員会等で十分議論を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（後藤三治君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番、佐伯議員の御質問にお答えします。

多岐にわたる経験に基づくアドバイスだと思います。感謝申し上げたいと思います。寮につきましても、議員も若い頃から議員なされている中で町をあげて子育てをする、町をあげて子どもの環境をつくるというところの御提案をずっとなされて来られました。

子育てに関しては、幼・保、小・中、そして高森には高校もありますので、ここが全部一体となる、それを町民全体でバックアップしていくというところです。当町の教育委員会の基本的な考えは、教育長もお越しですが、やはりここに育って通ってる、どちらのパターンにしろ町をあげて応援してあげるということが基本、町全体で子育てするというのが基本の高森町ですので、しっかりやっていきたいと思います。

その中で、児童養護施設、町営と分かりやすく言えばそういうお話ありました。今、基本的な世の中の流れが、養護施設よりも里親制度等に移行してるところでもあります。しかしながら、今回町営の寮をつくるというところでこれから中身の仕組みをつくっていきますので、ぜひとも議会にも入っていただきまして、そして課題材料としてその中で検討していきたい。

そして、例えば中学生でも高校生でも保護者さんが高森に通わせようかなといったときに、あそこは町が経営してる、町が元々持ってる寮があつてこういうこと感じなんだと。例えば、その中で生活が現状厳しいというその時の状況があられる御家庭の方が、通わせたいというところが仮にあったとするなら、そういうところの相談が乗れるような体制づくり、仕組みづくりをやっていきたいと思います。

駅前開発事業に関しまして、草村タクシーの車庫に関してでございますが、出来れば議員が直接言っていただくのが1番ベストかというふうに思っておるところでござ

います。私も、やはり今回の高森駅再開発に関しては、特に昭和地区、町全体の方が非常に期待なされておりますし、ひいてはこちらの役場側の色見まで、そして何といても湧水トンネル側の南在・津留、そして全体ですね。そこに行きやすいアクセスをどうやって作っていくか。できれば全部のところに大型バスですら回るような、もしくはシニアカーでも行きやすいような、そういう仕組みづくりをこれからやっていくところでございます。できるだけ見た目もそうでございますが、通行しやすい、来やすい、行きやすい駅前周辺開発計画にしていきたいというふうに思います。

企業版ふるさと納税に関しましては、令和6年までの時限立法制度ですので、役場で出来る人材というのはやはりなかなか限られております。しかし、1番懸念されるのが、議員がおっしゃったところです。ですので、私もそこに入りまして、当然職員でも担当も入りましてしっかり精査をしていきながら、当然お金を町は出しません。

しかしながら、残ったときに施設がぐちゃぐちゃになったり、もしくはそれによって町民の方がそこに乗っかっていって損をしたりなど、そういうことがないような事業で企業版ふるさと納税が出来る。そして、できればそこで出来たものが阿蘇郡市全体に広がって、そして阿蘇郡市から熊本、九州に広がって全国に広がっていったときに、そういえば始めたところは九州、熊本の阿蘇の高森というところだよと言われるような、そういう付加価値が付くような事業をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第26号は各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ちょっと長くなりましたので、休憩をとりたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。45分から再開したいと思います。

-----○-----
休憩 午後2時34分

再開 午後2時45分
-----○-----

○議長（後藤三治君）休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----
日程第23 議案第27号 令和3年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第23、議案第27号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第27号で御提案いたしました、令和3年度高森町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億89万4,000円としております。前年度と比較しますと、969万6,000円少ない予算総額となっております。

5ページをお開きください。第2表債務負担行為につきましては、国民健康保険市町村事務処理標準システム導入負担金について、期間と限度額を設定するものでございます。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。8ページをお開きください。第1款第1項第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、総額で1億5,713万円計上しております。前年度と比較いたしまして、4,157万1,000円少なく計上しております。県の標準保険料率の基礎となる所得総額等の試算値から算出した賦課額に、予定収納率94パーセントを乗じて予算計上しております。

前年度予算は税率改正を見込んだ予算計上でしたが、令和3年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症対策による様々な自粛の影響で収入が減少することが予測されますことから、令和3年度の税率については国民健康保険運営協議会の方で据え置くこととする決定をしております。

9ページをご覧ください。第5款第2項第5目国民健康保険調整交付金につきまし

ては、国、県が主導して推進しております国民健康保険市町村事務処理標準システム導入に係る交付金として、1,865万3,000円を計上しております。令和3年度から導入事業が開始されます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。13ページをお開きください。第1款第1項第1目一般管理費につきましては、国民健康保険事業運営事務的経費のほか、国保市町村事務処理標準システム導入に係る経費を含めた4,496万5,000円を計上しております。

15ページをお開きください。第2款第1項第2目退職被保険者等療養給付費及び第4目退職者被保険者等療養費につきましては、退職者医療制度は終了しておりますが、今後過誤調整等での請求がある可能性がありますので予算を確保しております。

17ページをお開きください。第2款第6項第1目傷病手当金としまして、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に支給する手当金として100万円を計上しております。令和2年度においては該当ありませんでしたが、支給した場合は全額国による財政支援措置となります。第3款国民健康保険事業費納付金における各目については、県が算出しております令和3年度納付金算定による金額でそれぞれ計上しております。

18ページをお開きください。第6款第2項第1目特定健康診査等事業費の第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料に、全額国庫補助として実施いたします国保ヘルスアップ事業について、補助限度額900万円分を盛り込んで予算計上しております。20ページをお開きください。第10款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御了承賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第27号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第28号 令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第24、議案第28号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第28号で御提案いたしました、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,449万2,000円としております。前年度と比較いたしまして、433万円の増加となっております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました保険料負担金額、6,458万9,000円を計上しております。第3款第1項第1目一般会計繰入金につきましては、事務費負担分、低所得者に係る保険税軽減分として、3,585万1,000円を計上しております。

7ページをお開きください。第5款第4項第1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、広域連合会の受託を受け町が実施しております後期高齢者の健康診査業務、口腔歯科健診業務、一体的な実施事業に係る経費を、総額で1,331万8,000円計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。第1款第1項第1目一般管理費につきましては、一体的事業実施に係る人件費及び後期高齢者医療事業運営のための事務費等を、総額で1,093万6,000円計上しております。

10ページをお開きください。第2款後期高齢者広域連合納付金につきまして、広

域連合が試算いたしました保険料負担金及び同じく提示のありました保険基盤安定負担金の合計額で、9,875万5,000円を計上しております。第3款保健事業費につきましては、健康診査費用及びあんま、はりきゅうの施術助成金等を、総額で366万2,000円計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議をいただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第28号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第29号 令和3年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第25、議案第29号、令和3年度高森町介護保険特別会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長（岩下雅広君）議案第29号で提案いたしました、令和3年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億5,209万9,000円としております。前年度と比較しますと、2,471万9,000円増額となっております。

歳入予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料を1億8,745万5,000円計上しております。次に、第3款第1項国庫負担金として1億7,

407万1,000円を計上し、7ページにまたがりますが第2項国庫補助金といたしまして、調整交付金や介護予防推進のための地域支援事業交付金等の総額で、1億454万2,000円を計上しております。それぞれ介護給付に伴う国の負担金、補助金であります。

第4款支払基金交付金を、総額で2億6,255万6,000円計上しております。これは、40歳から64歳の第2号被保険者の介護保険料に係る負担金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。第5款第1項県負担金を、1億3,555万8,000円計上しております。介護給付金に係る県負担金であります。

8ページをお開きください。第6款第1項一般会計繰入金を、総額で1億7,644万1,000円計上しております。介護給付費地域支援事業費に係る法定繰入及び事務費に係る繰入がございます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。10ページをお開きください。第1款第1項総務管理費といたしまして、人件費をはじめ介護保険事業運営のための一般的経費といたしまして、2,007万3,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。第1款第3項介護認定審査会費につきましては、介護認定調査等に係る費用1,063万5,000円を計上しております。第2款第1項介護サービス諸費といたしまして、8億5,356万円を計上しております。

12ページをお開きください。第2款第4項高額介護サービス費等を2,849万円。続いて、13ページの第6項特定入所者介護サービス等費を5,580万円計上しております。この第2款保険給付費の総合計で9億5,427万円と、歳出予算総額の約9割を占めております。

第5款地域支援事業は、要介護、要支援状態となる前からの介護予防や要介護状態になってからも介護サービス以外のサービスにより、自立した日常生活のための支援事業関連で、第1項介護予防生活支援サービス費として1,533万3,000円、第2項一般介護予防事業費として504万4,000円を計上しております。

14ページをお開きください。第5款第3項包括的支援事業費として、総額で2,066万9,000円を計上しております。地域包括支援センター運営や地域生活の

支援等委託に係る経費でございます。最後に15ページをご覧ください。第8款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議の上御承認賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第29号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第30号 令和3年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第26、議案第30号、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長（荒牧久君）議案第30号で御提案いたしました、令和3年度高森町簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和3年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,436万5,000円とするものであります。

4ページをお開きください。第2表地方債におきましては、城山2号送水ポンプの修繕、芝原、市街地、村山各配水地の水位計の修繕と、アセットマネジメント策定資産調査業務委託費の財源として、過疎債850万円、簡水債1,030万円を借り入れの限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料9,290万円を計上しており

ます。第3款繰入金につきましては、地方債の定期償還分等に係る繰入金として、一般会計から2,692万3,000円を繰り入れるものであります。第4款財産収入につきましては、基金運用利子として727万円、第5款繰越金につきましては800万円をそれぞれ計上いたしました。8ページをお開きください。第7款地方債につきましては、第2表で御説明いたしました起債事業の財源として1,880万円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。9ページをご覧ください。第1款水道費については、12節委託料1,763万5,000円を計上しております。主なものとしまして、歳入項目で申し上げました、アセットマネジメント策定資産調査業務委託費875万4,000円を計上しております。これは、国の指導による公営企業会計への移行と、水道法改正に伴う施設の修繕及び更新の収支の見通しを作成、公表するための調査業務委託でございます。14節工事請負費では、歳入で申し上げました城山2号送水ポンプと各配水地の水位計の修繕工事費、1,034万円を計上しております。

10ページをお開きください。26節公課費は、消費税500万7,000円を計上しております。第2款公債費につきましては、起債の定期償還分として元利金5,355万7,000円を計上しております。また、4款予備費としまして318万4,000円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第30号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第31号 令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第27、議案第31号、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長（荒牧久君）議案第31号で御提案いたしました、令和3年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。令和3年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,857万5,000円としております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款財産収入につきましては、基金運用利子1,339万9,000円、第2款繰入金においては基金繰入金150万円、第3款繰越金367万6,000円それぞれ計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款農業用水費につきましては、第10節需用費におきまして、施設に係る電気料や維持補修に要する修繕料等1,610万円を計上しております。他の節につきましては、経常的な経費を計上しております。第2款予備費といたしまして、100万円を計上しております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについてその概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第31号は産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第32号 令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（後藤三治君）日程第28、議案第32号、令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長（今吉輝子さん）議案第32号で提案いたしました、令和3年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。まず、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,810万9,000円としております。これは、令和2年度より3,064万円の増額となっております。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金利息の合計9,000円を計上しております。また、第2款繰入金として基金繰入金と一般会計繰入金、合計4,810万円を計上しております。

続きまして、7ページ歳出予算につきまして御説明申し上げます。第1款事業費1目鉄道経営対策事業費、18節負担金補助及び交付金につきましては、鉄道軌道安全輸送設備等整備補助事業として、主な内容といたしましてはPC枕木更新などに4,810万円を計上しております。24節積立金につきましては、自治体基金及び民間基金の利息合計9,000円を計上しております。

以上、今回御提案しております予算について御説明いたしましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教常任委員会に付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 休会の件について

○議長（後藤三治君）日程第29、休会の件について議題とします。

お諮りします。3月13日、14日、15日、17日、18日は休会としたいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、3月13日、14日、15日、17日、18日は休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますのでよろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（後藤三治君）以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時15分